

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

人事課

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

林政課

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

情報政策課

- 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録

生活衛生課

- 指定居宅サービスの事業の廃止

長寿社会課

- 境界地の道路の管理

道路整備課

- 海岸保全区域の指定

港湾課

- 港湾隣接地域の指定

用度課

- 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

〃

- 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

〃

【公告】

目次

- 県営土地改良事業計画の縦覧
- 土地改良事業換地処分の届出（市町村）

担当課（室）

耕地課

〃

◎岡山県規則第三号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条第一号中「又は」を「若しくは」に、「のあつた休職月等」を「又は同法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年岡山県条例第五十一号）第十一条第二項の規定により読み替えて適用する条例第七条第四項の人事委員会が別に定める要件に該当する場合を除く。）若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等」に改める。

第十四条中「第三十四条第一項」を「第三十四条（第四項を除く。）」に改める。

第十六条第一項中「同項第一号ロ」を「同号ロ」に、「就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進定着手当（就業促進定着手当に限る。）」に、「に係る場合にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第十九号）」を「のうち法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第十九号）に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第十九号の二）に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第十九号の三）に改め、「それぞれ受給資格者証」の下に「高年齢受給資格者証」を加え、同条第二項中「又は」を「高年齢受給資格者証又は」に改める。

(1)種類	1 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第15条の7第3項の公共職業能力開発施設の行	2 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和53年法律第123号) 第13条第1項の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第23条第1項の計画に準拠した同項第3	5 沖縄振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第81条の職業訓練

様式第十一号中

を

	う職業訓練		号の訓練	
--	-------	--	------	--

(1) 種類	1 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項の公共職業能力開発施設を行う職業訓練	2 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第13条第1項の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
--------	---	--	--	---	---

ひきかへ。

〔2〕 労働基準法(昭和22年法律第49号)による休業補償又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50

号)による休業補償給付若しくは休業給付

ひきかへ。

〔3〕 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)又は国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)

による休業補償その他法令により岡山県職員等に対して支給されるこれに相当する給付

〔2〕 労働基準法(昭和22年法律第49号)による休業補償又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50

号)による休業補償給付若しくは休業給付

〔3〕 船員法(昭和22年法律第100号)による傷病手当

ひきかへ。〔4〕、〔5〕、〔5〕、〔6〕、〔6〕、〔7〕、〔7〕、

〔4〕 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)又は国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)

による休業補償その他法令により岡山県職員等に対して支給されるこれに相当する給付

ひきかへ。

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

様式第19号の2 (第16条関係)

(表)

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料を含む。）
					資格名 分類 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 5px 0;"></div> (1～9) 裏面参照	円
<p>岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第16条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 Ⓜ</p> <p>任命権者 殿</p>						
※ 処 理 欄	支給決定年月日 年 月 日					
	計 算 欄				支 給 額	
						円
備考						

(裏)

注 意 事 項

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に2の確認書類を添付して、申請者が退職当時所属していた任命権者に提出すること。

2 この申請書に添付すべき確認書類は、次のとおりであるが、これらの確認書類とこの申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者から(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する教育訓練修了証明書

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）を、教育訓練実施者に対する分割払等をするために「領収書」等が複数になる場合はその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」又は「クレジット契約証明書」が発行された後に、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から申請者に対して還付される場合に必要となる。）

3 この申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の欄の分類については、次の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

(2) 受講費（入学金を含む。）の欄の額は、教育訓練修了証明書及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」又は「クレジット契約証明書」に記載された額と同一の額になつていないことを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から申請者に対して還付される場合における受講費の額は、「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一の額になつていないことを確認すること。

(3) ※印欄には、記載しないこと。

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

様式第19号の3 (第16条関係)

(表)

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格者証番号				
	住所又は居所								
保育等サービス	項番	利用理由	事業者名	利用日	利用日数	サービス名	利用期間内の求職活動実施日	利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分）
	①	1 面接等のため 2 訓練のため			日	※裏面参照		日	円
	②	1 面接等のため 2 訓練のため			日	※裏面参照		日	円
	③	1 面接等のため 2 訓練のため			日	※裏面参照		日	円
	④	1 面接等のため 2 訓練のため			日	※裏面参照		日	円
<p>岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年岡山県規則第24号）第16条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ④</p> <p>任命権者 殿</p>									

※ 処 理 欄	支給決定年月日		年	月	日	
	項番	計 算 欄				支給額
	①					円
	②					円
	③					円
	④					円
	合計					円

備考	
----	--

(裏)

注 意 事 項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等又は求職活動関係役務利用費対象訓練の受講をするために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証に2の確認書類を添付して、申請者が退職当時所属していた任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者又は特例受給資格者が申請する場合にあつては、当該申請に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

2 この申請書に添付すべき確認書類は、次のとおりであるが、これらの確認書類とこの申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者から(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）を、保育等サービス事業者に対する分割払等をするために「領収書」等が複数になる場合はその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる「教育訓練修了証明書」等の書類

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類

3 この申請書の記載について

(1) 利用日の欄及び利用日数の欄については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、求職活動のために利用するものでない保育等サービスについては、記載しないこと。

(2) 利用期間内の求職活動実施日の欄及び利用期間内の求職活動実施日数の欄については、利用日の欄及び利用日数の欄に記載した利用日及び利用日数のうち支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) サービス名の欄については、次の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)

(4) 費用（自己負担分）の欄の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「クレジット契約証明書」の額と同一の額になっていることを確認すること。

(5) ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第五十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部県産材需要拡大総合対策事業費補助金の項の次に次のように加える。

費補助金	活動支援事業	イチェーンの	づくりサプラ	た快適木の家	県産材を使つ
		び需要の拡大	利用の促進及	ける県産材の	住宅建築にお
会	合連合	木材組	岡山県	団法人	一般社
		活動支援事業	プライチェーンの	適木の家づくりサ	県産材を使った快
					定額

◎岡山県告示第五十二号

平成二十九年において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等をおり定め

た。
なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類
情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
本額

ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ 男女共同参画の推進状況

ト 障害者雇用の状況

チ 環境基準等の達成状況

リ 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

ヌ 申請時の経済産業省認定情報処理技術者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

る。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りではない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

イ 申請書

ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。）（県に納税の義務がある者に限り。）

ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納

税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書へ 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三箇月以内における営業の事実を証する書類）

ト 印鑑登録証明書

チ 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
ヌ 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
ル その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十九年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を含め、平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十九年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 〇八六
一二二六―七二六四）

◎岡山県告示第五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定により、次のとおり食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録をした。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

川崎医療福祉大学医療技術学部臨床栄養学科

二 所在地

岡山県倉敷市松島二八八番地

三 登録年月日

平成二十九年一月二十日

◎岡山県告示第五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所 ひまわり備前岡山

2 所在地

岡山県備前市穂浪九四番地一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エヌ・ビー・ラボ

2 所在地

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一番地一クロスゲート七階

三 廃止年月日

平成二十九年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七〇六

五 サービスの種類

訪問介護

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

◎岡山県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、岡山市との境界に係る県道の管理について、岡山市と次のとおり協議が成立した。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

路線名	佐伯長船線
区間	瀬戸トンネル（岡山市内に存する区間）
管理者	岡山県
協議成立年月日	平成二十九年一月十一日

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

◎岡山県告示第五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課において一般の縦覧に供する。

なお、平成二十三年岡山県告示第三百六十八号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 笠岡港海岸保全区 地区海岸保全区 域 m 方位 真 北)	<p>基点1から基点7までを順次結んだ線、基点7と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点5までを順次結んだ線及び補助点5と基点1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 岡山県笠岡市神島字見崎山144番1の国土地理院三等三角点「神ノ崎」（北緯$34^{\circ}26'52''$ 4198, 東経$133^{\circ}28'47''$ 9348）から$11^{\circ}50'55''$の方向へ距離2,043.6 mの地点</p> <p>基点2 基点1から $339^{\circ}03'51''$の方向へ距離 42.9mの地点</p> <p>基点3 基点2から $237^{\circ}33'14''$の方向へ距離 127.3mの地点</p> <p>基点4 基点3から $148^{\circ}20'39''$の方向へ距離 84.8mの地点</p> <p>基点5 基点4から $237^{\circ}32'44''$の方向へ距離 337.4mの地点</p> <p>基点6 基点5から $328^{\circ}09'26''$の方向へ距離 84.3mの地点</p> <p>基点7 基点6から $237^{\circ}39'22''$の方向へ距離 542.5mの地点</p>

補助点 1 地点	基点 7 から	147° 39' 07"	の方向～距離	68.9m の
補助点 2 地点	基点 7 から	65° 12' 12"	の方向～距離	523.1m の
補助点 3 地点	基点 7 から	72° 47' 48"	の方向～距離	537.6m の
補助点 4 地点	基点 3 から	125° 33' 04"	の方向～距離	152.3m の
補助点 5 地点	基点 3 から	104° 50' 04"	の方向～距離	68.0m の

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

◎岡山県告示第五十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定し、平成二十三年岡山県告示第三百六十七号（港湾隣接地域の指定）は、廃止する。

平成二十九年一月三十一日

笠岡港港湾管理者 岡 山 県

代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡港港町地区

（延長 1,213.0m 方位 真北）

次の各線と水際線とによって囲まれた区域

- 1 線 岡山県笠岡市神島宇見崎山144番1の国土地理院三等三角点「神ノ崎」（北緯34° 26′ 52″ 4198, 東経133° 28′ 47″ 9348）から11° 56′ 16″ の方向に距離2,047.5mの地点より231° 20′ 02″ の方向に水際線まで引いた線
- 2 線 1線の起点から 339° 14′ 57″ 42.4mの地点まで引いた線
- 3 線 2線の終点から 237° 33′ 14″ 132.3m "
- 4 線 3線 " 148° 20′ 39″ 84.8m "
- 5 線 4線 " 237° 32′ 44″ 337.4m "
- 6 線 5線 " 328° 09′ 26″ 84.3m "
- 7 線 6線 " 237° 39′ 22″ 542.5m "
- 8 線 7線 " 147° 39′ 07″ の方向に水際線まで引いた線

◎岡山県告示第五十八号

平成二十九年において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工用材料、車両・船舶類、百貨・装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- イ 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - ロ 直前決算における自己資本額
 - ハ 直前決算における機械設備等の価額
 - ニ 直前決算における流動比率
 - ホ 申請時における従業員数
 - ヘ 申請時までの営業年数
 - ト 男女共同参画の推進状況
 - チ 障害者雇用の状況
 - リ 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に依じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）
 - イ 申請書
 - ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
 - ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - ヘ 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前三箇月以内における営業の事実を証する書類）
 - ト 印鑑登録証明書
 - チ 誓約書
 - リ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - ヌ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面
 - ル 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - ヲ その他知事が必要と認める書類
- 2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十九年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA4サイ

六 ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十九年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一
二二六一七五三八）

◎岡山県告示第五十九号

平成二十九年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等又は特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

イ 申請時の直前の事業年度における売上高
ロ 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ 直前決算における流動比率

ニ 申請時における従業員数

ホ 申請時までの営業年数

ヘ 男女共同参画の推進状況

ト 障害者雇用の状況

チ 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	制限なし	六十点以上	格付区分
五百万円未満	四十点以上六十点未満	A級	
二百万円未満	四十点未満	B級	
		C級	

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
- 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
- 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- 7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）
 - イ 申請書
 - ロ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - ハ 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
 - ニ 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - ホ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - ヘ 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三箇月以内における営業の事実を証する書類）
 - ト 印鑑登録証明書
 - チ 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - リ 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
 - ヌ 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - ル その他知事が必要と認める書類
- 2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成二十九年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

イ 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

ロ 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

イ 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

ロ 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに二百五十円分の切手を貼ったA4サイズ

六 の書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成二十九年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十年一月中に行う予定の平成三十年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六一七五三八）

(二一)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 大輪池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 大輪池地区)計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年一月三十一日から同年二月二十一日まで

四 縦覧の場所

倉敷市役所

平成29年1月31日 岡山県公報 第11859号

(三二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において
準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があ
った。

平成二十九年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出者

赤磐市長

二 地区名

草生地区

三 換地処分年月日

平成二十九年一月十八日